

平成 30 年度第 3 回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

平成 30 年 12 月 25 日 (火)

都庁第一本庁舎 16 階北塔 特別会議室 S 6

午後1時30分開会

○猪俣生活安全課長 それではお待たせいたしました。一部の委員の方から遅れてお見えになるというご連絡をいただいておりますけれども、定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第3回東京都商品等安全対策協議会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、生活安全課長の猪俣でございます。よろしくお願いいたします。着座にて、失礼させていただきます。

まず、お手元の配付資料、事前にご用意いただいた方は恐縮でございますが、確認させていただきます。今年度の協議会は、ペーパーレス化の試行を行っております。お持ちいただいた資料、電子ファイル、または受付にてお配りした紙の資料をご覧いただきたいと思っております。

最初に会議次第がございます。それから、おめくりいただきまして、委員等名簿、事務局名簿、座席表の順番になってございます。次に、資料1、協議会の報告書の素案、資料2、今後のスケジュール、なお、素案につきましては、本編と資料編に分けてございます。

以上となりますけれども、不足等ございませんでしょうか。もしおありの場合は、お手数ではございますが、手を挙げていただけましたら、担当の者がお持ちいたします。よろしいでしょうか。それでは進めさせていただきます。

次に委員の紹介などをさせていただきます。

本日、東京消防庁参事防災部防災安全課長の福永輝繁委員でございますが、所用のためご欠席でございまして、代理といたしまして防災安全課生活安全担当係長の高本正和様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。また、オブザーバーの消費者庁消費者安全課長の尾崎真美子様につきましても、本日所用のためご欠席でございまして、代理といたしまして、消費者安全課政策企画専門官の尾崎裕子様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

以上で委員のご紹介等を終わらせていただきます。

それでは、ここからは越山会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○越山会長 それでは、会議次第に従いまして、進行させていただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、15時30分ごろには終了とさせていただければと思っております。議事進行にご協力をお願いできれば幸いです。

それでは、最初に議事の(1)に入ります。まず、資料1、協議会報告書素案の検証実験結果のうち、精査してまいりました転倒流水試験結果と、前回以降実施しました、子供のモニターテストの報告となります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 生活安全課、松田です。座ったままでご説明させていただきます。

それでは、資料1、報告書素案の検証実験結果のうち、前回、協議会で精査中であると報告いたしました転倒流水試験、それから、前回以降新たに行いました、子供のモニターテストについてご報告をいたします。

最初に、検証実験のイメージをつかんでいただくため、検証実験の映像を用意しましたので、ご覧いただきたいと思っております。

まずは、転倒流水試験の画像をお示ししたいと思います。まず後ろに倒している状況となります。それでは映像をお願いいたします。

【映像】

次に、同じく転倒流水試験で、横に倒している状況となります。それでは映像をお願いいたします。

【映像】

次に、前回の協議会でご報告しました、コードの引っ張り試験について画像をお示ししたいと思います。まず、水量を少な目に入れた電気ポットを木製テーブルの上で引っ張りました。それでは映像をお願いいたします。

この場合は、木製テーブルの上を滑って、プラグが外れなかったということになります。

次に、同じ電気ポットを滑り止めマットの上に置いて引っ張りました。映像をお願いいたします。

【映像】

滑り止めマットの上に置くと、プラグがすぐ外れるということになります。

次に、新たに行いました子供のモニターテストとなります。まず2歳児のお子さんが、ふたを開ける、また給湯をするという映像となります。よろしく申し上げます。

【映像】

次に、2歳のお子さんが給湯ロックを解除する。それからふたを開けようとはしますが、

今回はできなかったという映像になります。お願いします。

【映像】

以上となります。

それでは、今見ていただいた検証実験の説明に入っていきたいと思います。

報告書素案、本編の 89 ページをご覧ください。これらの検証実験は、国立研究開発法人産業技術総合研究所で実施していただきました。まず実験方法などについて、ご説明いたします。

転倒流水試験ですが、転倒などによる事故事例が多かったことから、電気ポットの転倒に関する検証として行いました。電気ポットの転倒流水試験は J I S や S マーク認証の追加基準で決められています。消費者には湯漏れ防止として、内蓋パッキンの定期的な交換の注意喚起がなされておりますけれども、アンケート調査結果から見ても、定期的な交換がなされているとは言いがたい状況にあります。そこで新品 13 検体、中古品 11 検体の電気ポットについて、J I S 基準よりも厳しい条件で試験を行いました。これを転倒流水試験 I としました。

90 ページを見ていただければと思います。転倒流水試験 I の結果、流水量が基準値の 50 ミリリットルを超えた新品の 3 検体について、J I S 基準に則った試験を行いました。これを転倒流水試験 II としました。なお、この 3 検体は、試験 I で使用したものではなく、新たに調達した同型品です。

転倒流水試験 II では、転倒時の温度についても記載のとおり、精密に管理し、転倒させる板はラワン合板を使用しました。

次に、子供のモニターテストについて説明いたします。93 ページをご覧ください。

事故に関連する操作を子供が実際に実施可能かを、実際の電気ポットを使用したモニターテストを行い確認しました。

まず操作ができるかどうかの検証ですが、倫理的な配慮から、冒頭の動画でもお示ししましたが、極力電気ポットとはわからないようにカバーなどを取りつけたものを使用しました。これは、94 ページ、図の 7-4 にもお示ししております。操作は電気ポットのふたを開く操作、機械式給湯ロックを解除する操作、エアー給湯方式の給湯操作をしてもらいました。使用する電気ポットは、既に実験済みの各操作に必要な力の計測実験の結果をもとに、操作に必要な力が小さいものと大きなものを選定いたしました。

操作に必要な力は、ふたを開く操作に必要な引っ張り上げる力と給湯操作に必要な押し

下げる力について計測しました。どちらの操作も動画のとおり、測定員が操作を行って手本を見せてから、子供に操作を行ってもらいました。対象とする子供は1歳、3歳は7人、2歳は8人となりました。

それでは実験結果を説明いたします。まず転倒流水試験結果です。95 ページ、表 7-3 を見ていただければと思います。

まず試験 I です。新品 13 検体では、後方への転倒で 2 検体で基準値を超える流水がありました。先ほど、基準値 50 ミリリットル以下というふうにお示ししましたけれども、基準値の 50 ミリリットルというのは、今私が持っていますペットボトルに入った水の量、このくらいが 50 ミリリットルになります。これを超過しますと、NG と言いますか、不適合ということになっております。

そのうち 1 検体で、転倒時の衝撃でふたの蝶番が壊れ、ふたが一部開いたため、大量の流水がありました。この検体については続けて横方向の転倒は困難でしたので、実施しておりません。

横方向への転倒では、2 検体で基準値を超える流水がありました。その内 1 検体は、後方への転倒でも超えておりましたので、まとめますと 3 検体で基準値を超える流水があったこととなります。

次に、中古品です。96 ページ表 7-4 をご覧ください。中古品 11 検体では、後方、横方向の転倒両方で、6 検体で基準値を超える流水がありました。いずれかの一方の方向のみで基準値を超える流水があった検体はありませんでした。

次に、試験 II になりますけれども、97 ページ、表 7-5 をご覧ください。試験 II では、3 検体全て後方、横方向の転倒とも流水は基準値以下でした。

次に、子供のモニターテストの結果となります。104 ページをご覧ください。表 7-12 に、モニターテストに参加した子供の一覧を示しております。

105 ページから 110 ページまで結果表を掲載していますが、「○」は操作ができたこと、「×」は操作ができなかったこと。「-」は試行することができなかったということを示しています。試行することができなかったという意味は、一切取り組むことができなかった場合と、電気ポットの近くまでは行ったんですけども、子供自身の意思で対象部位に触れることがなかったということが含まれております。

110 ページをご覧ください。表 7-13 に、試行できた子供のうち、操作できた割合を示しております。

例えば、1歳の子供では、ふたをあける操作では、7番の電気ポット以外はできませんでした。

次に111ページをご覧ください。子供の力の測定ですが、一つの試験について3回行っています。なお、測定した力の数値の単位は、全てニュートンでお示しをしております。

1ニュートンは100gの物体にかかる重力ということで、感覚的には単一乾電池とか、みかん1個を手に乗せたときに受ける力となります。

1歳の押し上げる力は、平均で30.1ニュートン、最大で56.7ニュートンでした。引き上げる力は、平均で17.3ニュートン、最大で29.2ニュートンでした。

それから2歳児の押し下げる力は平均で55.1ニュートン、最大で83.4ニュートンでした。引き上げる力は、平均18.8ニュートン、最大で44.5ニュートンでした。

3歳児の押し下げる力は平均で96.7ニュートン、最大で161.3ニュートンでした。引き上げる力は平均46ニュートン、最大で70ニュートンでした。

次に考察になります。113ページをご覧ください。

まず転倒流水試験ですけれども、試験Ⅰ及び試験Ⅱを通して、新品の電気ポットは13検体全てがJIS基準における転倒流水試験の基準値を満たしていました。

一方で試験結果でもお話ししましたが、試験Ⅰの条件では、13検体中の多くが50ミリリットル以下の流出でしたが、3検体で基準値の50ミリリットルを超えた流出が確認されました。その理由としまして、まず沸騰直後の流出については、試験Ⅰの条件では、沸騰して保温状態になってから約15分経過後に転倒試験を実施しております。15分では温度が一定になっておりませんので、沸騰後の高い温度が維持された状態で転倒させると衝撃によりお湯が攪拌され、蒸気が発生することで、電気ポット内の圧力が高い状態となり、ふたのすき間などから流出しやすくなっていたと考えられます。

それから転倒する板について、試験Ⅰで使用した集成材は硬いため、転倒時の衝撃が吸収されず、電気ポットに大きな衝撃力がかかり、破損や湯の流出につながったと考えられます。

それから中古品の電気ポットについてですが、基準値を超過した湯が流出した6台の電気ポットは、全てパッキンの一部が白く変色していました。流出量が基準値以下の電気ポットでも、5検体中2検体は、パッキンの一部が白く変色しているものが見られました。したがって、長期間の使用により、パッキンが劣化して白く変色したり、破損していますとふたと容器のシール性が悪くなるので、お湯が流出するリスクが高くなることがわ

かりました。

湯が漏れる箇所については、新品の電気ポットでも、中古品の電気ポットでも、ふたと本体のすき間と湯気が排出される排気口でした。ふたと本体のすき間については、中古品ではパッキンの劣化などによって、湯をせき止めることができずに流出していると考えられます。

ただし、試験の制約で触れていますが、JISやSマーク認定の基準試験の条件は、実際の使用場面を全て満たしているわけではありません。この試験結果は、一定の基準を満たしていることを示しているものであり、実際の電気ポットの構造、使用方法、場面、状況によっては、湯が基準値を超えて流出する可能性があります。したがって、消費者に使用方法や注意点、経年劣化したパッキンの交換などについて、啓発や情報発信していくことも重要と考えられます。

次に、モニターテストの考察に入りたいと思います。116ページをご覧ください。

まず1歳児ですが、ふたを開ける操作について、7番の電気ポット以外は誰も開けることができませんでした。7番の電気ポットは、ふたを開ける際に、手をかけるつまみ部分にすき間が空いており、手をかけやすくなっているため開けやすかったと考えられます。

ロック解除については、どちらも大きな力を必要としないため、操作方法がわかってしまえば十分に操作可能であることがわかりました。

給湯については、10番の電気ポットのほうが小さな力で給湯できることがわかっており、モニターテストでも10番では子供が容易に給湯できる様子が見られました。

それから、2歳児ですが、ふたを開ける操作については、構造的に開けにくいふたは開けられないという、1歳児と同様の傾向が見られました。

ロック解除については、1歳児と同様に、操作方法がわかってしまえば操作可能であることがわかりました。

給湯操作については容易に操作可能であったことがわかりました。

3歳児についてはほぼ全ての操作が容易に可能でした。

以上の結果を踏まえると、ふたの開ける操作については、2歳児まではつまみ部分の構造や操作に必要な力を踏まえた設計を行うことで、一定の抑止効果があると考えられます。

電気ポットに対する操作に関連する力を計測した結果からは、既に実施しました、つまみを引っ張り上げる力や給湯操作に必要な力の平均値と比較してみますと、子供が発揮できる力で十分電気ポットを操作することが可能であることがわかりました。

検証実験結果のうち、転倒流水試験結果、子供のモニターテスト結果についての説明は以上となります。

○越山会長 どうもありがとうございました。

二つの実験の報告をしていただいたのですけれども、先ほどの画像でのご紹介も含めて、何かご質問や、追加の説明、補足事項など、ございましたら、お願いいたします。

先ほど、子供のモニター試験で、電気ポットの上にゾウだとか、クマの格好に加工しておりましたが、操作力に影響がないようなつくりにしてあるのだと思います。その試験のやり方も踏まえて、確認しておきたいこと等ございましたら、お願いいたします。

私の方から事務局に確認させていただければと思いますが、中古の製品で白く変色しているものが幾つかあったと書いてありますけれども、中古の品物というのは、使用年数が大体どれくらいのもが多かったか、何か目安みたいなものはございますでしょうか。

○松田統括課長代理 117 ページの表 7-16 に、実験検体一覧というのがございます。この番号の 14 番から 24 番が、中古品の使用となっております。ここに製造年を書いておりますけれども、実際に製造されて、消費者のもとに移って、実際、どれくらい使われているのかということが、ちょっとわからないのですけれども、製造されてからの期間は、これで大体お示しができるのではないかと考えております。

○越山会長 ありがとうございます。この使用年数、10 年前後で白く変色する。これは妥当な変化でしょうか。

○鳥飼特別委員 経過としては、1 年ということはないのですけれども、やはり数年たてば、使用方法によっては、どうしても蒸気等、熱がかかる場所なので、劣化が進んでいくというか、中の成分が抜けていくといったほうが正解かもしれないですけれど。

○越山会長 ありがとうございます。今回、実験で、何度も試験方法を確かめさせてもらったりして、思った以上に、パッキンの劣化の影響による部分というのがあるというのが、私の印象なのですけれど、何かご感想でも、ご意見でもございますでしょうか。

○鳥飼特別委員 114 ページの試験の制約について、ちょっとだけ補足というか、情報というか、お伝えしたいことがございまして、転倒後、10 秒間の流出量を対象とした試験であるというふうに記載されているんですけど、この内容について、「10 秒」というものを補足させていただきたいのですけれども、10 秒というのは、それよりも前の、魔法瓶の試験状況からきておりまして、四、五十年前の話になるんで、OBの方とか、いろいろ確認していったので、言い伝え気味になっているのですけれども、一応三つありまして、一つ

は、ポットが倒れてこぼれたと気づいて引き上げる時間が、二、三秒から、マックス 10 秒だったということで 10 秒になったという話です。あと、これは秒速とか、時速とかというものと同じで、単位時間の計算だと、例えば、1 リットルのポットを倒したときと、4 リットルのポットを倒したときですと、例えば、結果的には片方は 1,000 ミリリットルとか、片方は、2,000 ミリリットルとかになったりするんで、これは違うでしょうということで、単位時間という形で 10 秒にしたと。あともう一つ、10 秒の基準として、これは有力な話ですけど、ざっとこぼれることは想定していないのです。ちょこちょこっとこぼれることを想定したということで、（こぼれたお湯が）広がると、湯温が下がっていくそうです。10 秒ぐらいたつと、ほぼかなり下がるということで、大体ゼロから 10 秒内での湯温が一番危険だということで 10 秒と決めたという、この三つが、言い伝えみたいな形で残っております。

当時の話なのでですけど、電気ポットの規格基準を決めるときに、どうしてもギリギリまで、その湯量が決まらず、各メーカーとも苦労し、当時としては守れないメーカーもあるけれども、50 ミリリットル以下を何とかしようと、業界で取り込んで 50 ミリリットルを目指して、構造開発に努めたというのが、古い資料にございまして、私たちの諸先輩方は、苦労してこの規格をつくられたということを確認しております。

○越山会長 ありがとうございます。そうですね。10 秒が、どういう根拠なのかなというのは気にはなっていたのですが、今のご説明でよくわかりました。ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。お願いします。

○鎌田委員 国民生活センターの鎌田と申します。今、10 秒の根拠を教えてくださいましたけれど、50 ミリリットルの根拠というのは、何かあるのでしょうか。

○鳥飼特別委員 当時の魔法瓶の転倒流水試験というのがありまして、魔法瓶の転倒流水は、10 cm ぐらい傾けた状況から落として、倒して、当時は 100 ミリリットルだったそうです。そのときに、ジャーポットはここから倒すだろうということで、同じ 100 ミリリットルでずっと決まっていたらしいのですが、100 ミリリットルは多いだろうという話があって、やはりより強力にしようという形で、議事録をちょっと見ていたんですけど、諸先輩方が、より安全性を追求するために、業界では基準に適合しないものもあるんだけど、構造開発に取り組んで、より安全なものをつくり上げようと、半減という形で 50 ミリリットルを目指したというのが記録に残っております。

○鎌田委員 ありがとうございます。やはり漏れないものをつくるということは、根本的に難しいというよりも、無理だということなんですかね。

○鳥飼特別委員 多分ゼロということは、私どもちょっと言えないんですけど、かなり現実問題としては、結果を見ていただけたら、少ないレベルまではいっていると思っています。どうしても、蒸気の出る口とか、端に（水が）残っていると、そういうのがあって、やはりゼロはきついということで、実際に、その基準になった。多分今の實力からいえば、責められるのかもしれないですけど、ゼロというのは、ちょっと難しいのではないかなと、正直思います。

○越山会長 ありがとうございます。

先ほど、50 ミリリットルの量を事務局で示してもらいました。ペットボトルの下の2、3センチメートルくらいのところ、それくらいの量。私も試験を見させていただいたのでですけど、要はデフォルトな状態で、一番温度が高く、沸騰させる状態というのは、大体90度だとか、95度だとか、99度だとか、かなり高温だというのは、製品本体を見ても書いてあるので、何となくわかったのですけれども、量というのは、事務局のほうで示していただいた、あれくらいの量が目安だということと理解しています。

さらに実験でも、畳の上にごぼすとか、あと木の種類によっては、床にしみ込んでしまうようなケースも多分あるのかもわからないので、この数値が妥当なのかどうかということも踏まえて、以降の取りまとめについて、ご意見等をいただければと思っています。ほか、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

次は、資料1の素案の1、第1章から第8章までについて、検討していきたいと思います。まず、第1章、事故事例から、第8章、現状と課題までは、第1回、第2回の協議会で資料をまとめているものですので、事務局から一括してご紹介いただければと思います。

○松田統括課長代理 それでは、資料1、報告書素案の構成について、ご説明いたします。

本編の表紙をめくっていただいて、目次を見ていただければと思います。素案は、第1章及び第2章、それから、第4章及び第5章までが、第1回協議会の資料。それから第3章とそれから第6章から第9章までが、第2回協議会の資料で構成されております。

それでは第1章から第8章までの第1回、第2回協議会資料からの主な変更点や追加点についてご説明いたします。

第1章から第7章については、各章の最初のページに概要を掲載して、事務局で文言修正や資料の追加をしております。特に第7章、検証実験につきましては、先ほどご説明し

たとおり、転倒流水試験と子供のモニターテストを追加しております。

第8章、安全対策に係る現状と課題は、第2回協議会の後、委員の皆様から、内容をご確認していただき、皆様からのご意見を反映するとともに、先ほどの転倒流水試験と子供のモニターテストに係る内容を、飛びまして119ページ、123ページ、124ページに追加しております。

それから、本編のほかに資料編を設けておりまして、アンケート調査の質問票もこちらに掲載しております。特に全体としてお知らせすべき点としましては、先ほど開いていただきました、目次の次のページ、「本書における用語の定義」という囲ってある部分がございますけれども、第1回協議会資料では、「転倒するなどしてお湯がこぼれたが、やけどをしなかった」という経験を、「危険」と定義としておりました。ですので、「危害」、「危険」、「ヒヤリ・ハット」と三つあったんですけれども、「危険」という定義を削除して、「危険」は「ヒヤリ・ハット」に含めることとしました。報告書素案の構成については以上となります。

○越山会長 ありがとうございます。それでは、限られた時間で、効率よく議論の時間をいただきたいと思っておりますので、ご意見等は第9章の提言の説明の後にまとめてお願いできればと思います。

それでは、引き続きまして、事務局から、第9章について、説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 それでは、第9章について、ご説明いたします。報告書素案本編、127ページをご覧ください。

こちらは第2回協議会で箇条書きでお示ししたものを、協議会でのご意見を踏まえ、一旦整理し、文書化しました。その素案を委員の皆さんにご確認いただき、その意見を反映しております。記載順にポイントを絞ってご説明してまいります。提言は、商品の安全対策、消費者等の安全意識の向上、事故情報収集と活用共有体制の整備の3点について、取り組みをまとめております。

それでは、まず、第1の商品安全対策をご覧ください。そのうち1、安全対策に向けた商品改善、こちらは製造事業団体、製造事業者が主体の取り組みとなります。

やけどで危害に至る経験で多いのは、電気ポットの転倒、蒸気、給湯操作によるものでした。子供のやけどを防止するためには、子供の生活行動空間から電気ポットをできるだけ遠ざけることが望ましいのですが、一方でいつでも気軽にお茶などが飲めるように居室に電気ポットを置くことも定着しております。したがって、電気ポットに子供が近づ

くことを想定した上で、安全対策として商品構造やデザインを検討していく必要があります。商品構造やデザインの安全対策として、以下、具体的に提示しています。

転倒対策の第一として、電気ポットのコードに手や足をひっかけたり、引っ張ったりしたときに転倒しないように、マグネットプラグの採用や、短いコードリール式、らせん式など、引っかかりにくいコードとすること。また、選択できるようにすることとしております。

転倒対策第2として、マグネットプラグについては、コードを引っ張ったときに、電気ポットの全体が動かず、プラグが抜けやすいようにプラグの受け口や電気ポットの底面の性状を工夫することとしております。

転倒対策の第3としましては、ひっかかる原因である、コードを外した状態で長時間使用できるコードレスタイプの電気ポットを検討することとしております。

転倒対策第4としましては、子供がぶつかるなどしても、簡単には倒れないよう、商品構造やデザインを工夫することとしております。

転倒対策の第5としまして、沸騰直後の転倒、硬い床面、テーブル上での転倒、また落下等の強い衝撃に対し、大量流水しない構造のさらなる検討や、破損したりふたが開いたりしない、安全対策を講じることとしております。それから蒸気対策としましては、蒸気に触れることによって、生じるやけどを防止するため、蒸気レス、蒸気セーブ等の工夫をすることとしております。

それから給湯操作の対策としましては、子供が誤って操作をしないよう、ロック機能、給湯ボタン等の工夫を施すこととしております。

128 ページをご覧ください。次に、2、既に販売されている安全配慮製品の普及ということで、こちらは製造事業者団体、製造事業者、流通事業者団体、流通事業者、消費者団体となります。

蒸気によるやけどを防止するための「蒸気レス・蒸気セーブ」製品は、省エネや結露の心配がないなどメリットも打ち出されております。またコードにひっかかるリスクの小さいコードレス商品は、屋外を含め、どこへでも温かいお湯をポットのまま運べるという利便性、快適性を訴求しております。これらの製品は、高付加価値な商品として認識はされておりますけれども、子供のいる家庭では、安全性の観点から、これらの商品を選択購入してもらえよう、利便性、快適性に加えて、安全面のメリットも強調して普及に当たることとしております。

次に、3、製品の安全に関する表示の改善と、ホームページにおける製品安全対策の記載の充実、これらは製造事業者団体、製造事業者、流通事業者団体、流通事業者となります。

安全配慮の目安である、Sマークが、商品の側面ではなく、底面に貼り付けられていたものがありました。Sマークを初めとする、安全配慮の表示は、使用中はもちろんのこと、店頭で製品を選ぶときにも参考になることから、効果的な表示を行うこととしております。

最近では、インターネットで、製品の機能などを調べることも多くなっておりますので、ホームページに、安全対策に関する機能の情報についても充実することとしております。

また、家電販売店においても、製品の展示に際して、安全対策機能の紹介を充実することとしております。安全対策のうち、特に転倒流水については、沸騰直後に、電気ポットの内部の圧力が高まることや、経年による内蓋パッキンの劣化による大量流水が検証実験でも認められたことから、注意喚起や定期的な交換の周知を強化することとしております。

次に、129 ページをご覧ください。大きな第2としまして、消費者等の安全意識の向上となります。まず、1、消費者への積極的な注意喚起は、商品の安全を検討する協議会の趣旨から、製造事業者団体、製造事業者が主体の取り組みとして、特に項目を設けているものです。消費者の行動に結びつく具体的な安全対策を情報提供。消費者の浸透しやすい注意喚起を積極的に行うこととしております。

次に、2、消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起は、製造事業者、製造事業者団体に加え、関係するあらゆる主体による取り組みとして、やけど防止に向けた行動に結びつく情報提供をしていくこととしております。

危険性については、電気ポットで重度なやけどを引き起こすのは、ぶつかりやコードをひっかけることによる転落事故であることや、自宅で電気ポットを使用していない家庭においては、自宅外での事故の危険性が高いことを周知することとしております。

その上で具体的な提案をしています。置き場所については、保護者が常に子供の行動に目を配り、行き届かせることは限界があるため、まずは使用する際の置き場所の配慮について周知することとしています。その上で具体的な提案をしています。

危害、ヒヤリ・ハット経験については、同種の事故を防止するために、製造事業者や消費生活センターなどの相談窓口の情報提供するように周知することや、病院で情報提供を求められた場合には、できる範囲で協力をすることの重要性を周知することとしています。

それでは130 ページをごらんください。次に3、購入時の商品選択に係る提案は、電気

ポットを使用する保護者の過半数が危険と感じている一方で、安全に配慮された電気ポットを選択している保護者の割合が低いことや、常に子供を見守ることには限界があることから、製造事業者は、安全に配慮された商品を選択することの重要性について、消費者に情報提供していくこととしています。

また、流通事業者は、店頭で安全性について十分説明ができるよう、販売店を指導することとしています。その上で具体的な安全対策の機能や安全な商品を選択することを支援するマークなどをお示ししております。

次に、131 ページをご覧ください。4、消費者への効果的な普及啓発は、こちらも関係するあらゆる主体による取り組みとして、注意喚起の方法をお示ししております。あらゆる機会を捉え、さまざまな媒体を活用した広報、インターネット、Twitter、Facebook などのSNSを有効活用する。

また経験した年齢は、1歳が多いことから、早い時期から乳幼児健診や新生児訪問等の機会を活用した普及啓発を行う。また子育て世代が多く集まるイベントと連携する。また保護者だけでなく、祖父母や周囲の人も含めた幅広い層へ啓発するとしております。

次に132 ページをご覧ください。大きな第3としまして、事故情報の収集と活用体制、共有体制の整備となります。1としまして、事故情報報告窓口の拡大は、製造事業者団体、製造事業者、流通事業者団体、流通事業者、認証団体が主体の取り組みとなります。

今回のアンケート調査結果では、ヒヤリ・ハットを含んだ経験で3分の2がどこにも報告されていませんでした。このように事故情報は通報されにくく、商品開発の改善につながりにくい状況にあります。したがって、製造事業者等は、事故情報に限らず、商品改善につながる情報を広く収集するよう努めることとしております。

また、流通事業者等は、消費者から寄せられた事故情報等を消費者庁や事業者団体に迅速に報告するよう努めることとしております。

それから、2としまして事故情報の活用共有化は、製造事業者団体、消費者団体、国及び都が主体になる取り組みとなります。

1のところでもお話ししましたように、消費者から報告されないケースも多いことから、本協議会でも収集した東京消防庁や医療機関ネットワークからの事故情報などを踏まえることができれば、より適切で効率的な製品改善につなげることが期待できます。

したがって、製造事業者団体、国、都、消費者団体におきましては、収集された事故情報が個人情報に十分に配慮された上で有効に活用できるよう連携協力することとして

おります。

第9章の提言の説明は以上となります。

○越山会長 ありがとうございます。それでは、今日のメインは、この第9章の部分になりますけれど、その前に、ここまで整理してきております第1章から第8章までについて、ここでほぼ固まってしまうと思いますので、このあたりについて、ご意見等がございましたら、お願いできればと思います。

○鳥飼特別委員 第8章のチャイルドレジスタンスの機能についてですが、これは前回、第2回にも、意見を申し上げたのですが、後ろのほうに配慮はしていただいているのですが、改めてご提言させていただきたいと思います。電気ポットについて、今回提示されている、チャイルドレジスタンスについて、一定時間以上の操作時間、一定以上の操作力、一定以上の操作高さという形で記載されておるのですが、正直、持ち帰って検討した結果、我々の範疇を超えているご提言でして、なかなか難しいなという思いを持っています。

例えば、操作時間ですね。1歳児で8秒以上長押しができるということなのですが。

○越山会長 すみません。ちょっとページのほうを。

○鳥飼特別委員 124ページから125ページにかけてです。まず、操作時間の8秒以上ということですが、現状、通常使うお客さんの方からいうと、大体3秒以上押しても動かないということで、実際にクレームなどが来るような実態がありまして、我々としては、そのような長い時間押すのは、通常は使わないような「洗浄モード」とか「エコモード」に切りかえるというものにさせてもらっています。これが給湯するたびに、8秒以上押すような機能にすると、実際に使うときになかなか使えないという問題があります。

また、一定以上の操作力という形で、31ニュートンと、具体的な数値を記載していただいているのですが、後ろにもあるのですが、ジャーポットを大体空の状態で、大体二、三リットルのもので2kgなのです。そこから、例えば、水が1リットル入っているのが、大体3kgという形で、31ニュートンといたしましたら、もうそれが動いてしまうとか、持ち上がってしまうような値なのです。だから物理的に、例えば、もっと小さいのを、1リットルのジャーポットに、31ニュートン以上耐えるものにしないと、本体が倒れてしまう。また、ふたを開けるときには、逆に持ち上がって、普通の使用者、ご高齢者の方とかがひっくり返して、やけどしてしまうので、かなり難しいということ、我々のほうで評価しています。最後のほうに、高齢者の利用も多く、利便性を考慮すると

難しいと書いてあるのですが、この具体的な数値が書いてありますと。それなりに生きた数字というのですかね。これはN I T Eさんの電子制御におけるチャイルドレジスタンスの案からきている数値というのが、第1回目であったのですけれど。なかなか難しいというのをあえて再度、2回目と同じ内容ですけれども、繰り返させていたいただきたいと思えます。

○越山会長 今のご指摘は、第9章には、具体的な、N I T E案に基づいた具体的な数値の対策を求めているわけではないのですけれども、ただ、第8章にこのような記述があること自体は、もうちょっと薄めて書いてほしいと、そういう意味ですね。

本件について、先ほどもお伺いしようと思っていたのですけれども、今回の子供の操作力測定をしていただいて、1歳、2歳、3歳とデータをとっていただいたのですけれども、それをN I T Eさんで提示されている数字と比べると、大分小さいというか、その差をN I T Eさんの素案を作成されている上で、どうぞ覧になっているのか。ちょっとお伺いできれば幸いなのですけれども。

○三好特別委員 N I T Eの三好でございます。ありがとうございます。今回のものと、我々がとったデータなののですけれど、実際のところ、31ニュートンに関しては、ウォーターサーバーのときにとったデータでございまして、ウォーターサーバーに3センチメートルぐらいのボタンがあって、それを手で押すときに「31ニュートン」、「1歳児」となっています。ですので、これは指操作ですので、そのまま適用すると、難しいのかなと個人的には思っています。

○越山会長 何歳ぐらいのデータですか。

○三好特別委員 1歳児、1歳児のマックス。最高値です。

○越山会長 こういうふうに押した……。

○三好特別委員 片手で押した力です。

○越山会長 今回実験されてみて、先ほどの画像では、お子さんに、こうやって手で押しごらんとした画像がありますけれど、なかなかうまく押せなかった子供がいたりしたと思うのですけれど、ああいう実態といいますか、ポットの使用実態にあった数値というふうに我々は参考にしたほうがよろしいということなのでしょう。

○三好特別委員 そうですね。そちらのほうが、スムーズかと思います。これはオールマイティというわけではなくて、一つの指標でありますので、ほかのいろいろな製品によって、変わってくるのかなと思っています。

○越山会長 アメリカのC P S Cなんかは、爪で何かフックをひっかけて、ふたが開くだとか、指先でひっかけて口の部分が上がるだとか、そういう微妙な数値を細かく決めているデータがあるのですけれど、あれはアメリカの安全基準の中で採用しているの、あれはあれで参考すべきデータかなと思っているのですよ。あれはかなり細かく要件を決めているので、それはそれで意味があると思うのですけれども、今回は、そのまま適用していいのかどうかという部分と、このN I T Eさんの素案というのは、いずれJ I Sになるというふうに考えたほうがよろしいのでしょうか。

○三好特別委員 なるかどうかは、まだ、決まっていないという状態で、これをJ I Sにしたいというふうな団体さんとかいらっしゃったら、あれですけれども、ただ、そこで業界にあった数値に変わっていくのかなと思っています。

我々としても、この規格について、J I Sとか、そういう公的な規則というのですか、基準にしたいとは思っています。

○越山会長 何となく様式を見ると、J I Sの素案の様式のようにつくっておられるので、そのままJ I Sの素案として持っていきたい意向があるのかなということは感じますけれども、ただ、業界団体さんで、その製品実態を踏まえた議論がなされると、そのまま数値が採用されるのかどうか、若干議論の余地があるのかもと、そういう印象は持っております。

○鳥飼特別委員 操作力に関しまして、逆の話がありまして、いかにハンディキャップを持った人が使いやすいかという形で、I E Cとか、I S Oのほうの規格が進んでおります。2ニュートンとか、8ニュートンという操作力にきなさいとか、ダブルアクションは可能な限り避けなさいとか、そういう規格が、今、国際規格の方で、動いておりまして、我々としては、板挟みというところは正直ある状況です。

○越山会長 おっしゃるとおり、今、I S Oだとかの議論では、ユニバーサルデザインという、そういう側面を考慮してほしいというようなガイドラインの作成がどんどん進んでいきますので、そういうご意向があるのは、私も何となくわかるような気がしております。

ほかに何かございますでしょうか。1章から8章まで、特に先ほど、駆け足でいってしまいましたけれども、転倒流水試験のところなども、皆さんいろいろご議論があって、なかなか発言の機会がないと思われた人がおられるかもしれないのですけれど、私が見た印象だと、ポットに水を入れて、電源コードを入れると、瞬間的といいますか、最初は中がぶくぶくと沸騰して、上からは蒸気がわわっと漏れますね。あの状態が多分中がぐつつ

っていますから、95度以上とか、沸騰状態、かなり温度が高い状態だと思うのですが、試験はその状態ではなくて、30分以上、または、1時間、2時間、要は温度が一定になった状態、つまりぶくぶくしていない状態で倒す試験でやっています。ぐつぐつといったような高温のお湯がこぼれる可能性があるという時間を見ているわけではない、ということ、先ほど事務局からご紹介していただいたのですけれども、そういう部分がございます。補足ですけれど。

あと1章から8章、何かございますでしょうか。

山中先生、50ミリリットルというお話を、先ほど鎌田委員からもお話があったのですが、50ミリリットルというのは、たまたま実験室にあった試験管を持ってきているのですけれど、これは15gです。先ほどのように、絨毯だとか、畳の上にこぼすと、すぐにしみ込んでいってしまいますけれども、こういうコンクリートの板だとか、直接、90度以上のお湯がこんなふうにかかってしまうというときのリスクというのが、特にお子さんの場合は、十分配慮しなくてはいけない条件かと思えます。これは15ミリリットルですから、今、じょぼじょぼとやったのが、50ミリリットルというのは、これが3本分、じょぼじょぼ、じょぼじょぼ、じょぼじょぼ、というような状態かと思っておるのですけれど、このあたりの考え方というのは、先ほどの鎌田委員も、少なれば少ないほどいいよというのはわかるのですけれども、この間について、医学的と言いますか、医療の現場から何かコメントいただけると幸いなのですけれど。

○山中特別委員 山中です。以前、西田委員たちが産総研で、電気ケトルが倒れたときに、どれぐらいの範囲にお湯が広がるかという実験をやったデータがあります。電気ケトルに色のついた水を入れて倒したときに、ビニールの上に、どれぐらいの速さで、どれぐらいの範囲に広がるかというデータを出しました。電気ケトルの実際の事例では、例えば床の上に電気ケトルを置いてスイッチを入れておくと、ハイハイしてきた子供が電気ケトルにぶつかって、ケトルが倒れる。ハイハイしかできない子供だとすぐ逃げられません。下がフローリングだと、お湯の中に皮膚が浸かったままになる。ほぼ熱湯の状態で曝露するので、かなり重症なやけどになっている例が多発しています。50ミリリットルという量については、吸収しやすいじゅうたんの上なのか、フローリングの上なのか、また子供のおなかのどれぐらいの範囲に接触するか、色々な場合があります。50ミリリットルという量を、どう判断していいかわからないですね。ただ、沸いた直後のケトルが倒れ、体表面積の10%以上が熱湯に接触すると、これはかなりの範囲に広がることになりますので、入院が必要

なやけどになり得ると思います。では何ミリリットルだったら大丈夫かというのは、条件によって異なるのでなかなか難しいのではないのでしょうか。

○越山会長 すみません。急にご無理を言って。今回の実験で、一つがどこか壊れてしまって、中に入っているお湯のほとんどがこぼれてしまったという事例も1件あって、それで再試験したケースもあつたりしているのですけれども、それは要は2リットル近くのお湯が、全部じょぼじょぼじょぼと、ポットのどこかが壊れて漏れてしまったというようなケースが見受けられたので、その量は多ければ多いほどリスクが高いというのは、わかると思います。ただ、今の議論は、業界としては50ミリリットルの考え方をお持であるということ踏まえてご議論していけばいいのかなと思って、ごめんなさい、急に振りまして。

あともう一点、気になっているのは、パッキンが5年10年、先ほどの、早いと数年で劣化、老化が始まるんじゃないかなということをおっしゃいましたが、これはこの後の9章にも出てきますけれど、ちゃんと消費者に公開してくださいよと注意喚起することに関しては、それは合理的なというか、妥当なご指摘だとは思いますが、現実にはほとんどなされていないということに対して、どう意識改革していかなければいけないのかという部分を踏まえて、消費者団体さんから、何かコメントいただければ幸いなのですが。

○釘宮委員 NACSの釘宮でございます。周知の仕方というのは、難しいところはあると思うのですが、メリットと一緒に伝えていくということが必要ではないかなと思います。

例えば、パッキンの場合でしたら、パッキンを取りかえることによって、お湯が出やすくなるという、そういったメリットもあるわけですので、両面で伝えていくということも必要なかなと思います。危険性とそれから利便性と、両方の効果を一緒に伝えていくということが、一つの方法かもしれないと思います。

○越山会長 今のご指摘は、パッキンを変えるとお湯が出やすくなる、ということですか。

○鳥飼特別委員 エア一式のものは、上から押して出ますので、パッキンが破れていると、密閉度が変わります。

○越山会長 密閉度が、わかりました。ありがとうございます。ほか、何かございますでしょうか。

○西田副会長 先ほど山中先生がおっしゃられたものの、補足なのですが、以前、

電気ケトルを倒した実験のときに、子供が重症になる一つの基準というのが、体表面積の30%をやけどすると重症だという、一つの考え方があるのですけれども、それは大体 300 ミリリットルぐらい出なきゃいけない。これは正確な値は、精査していったほうがいいかなと思いますが、過去のデータを見てみると、300 ミリリットルぐらい必要だというのが出ていて、今回 50 ミリリットルなので、6分の1ぐらい。そうすると数%のやけどになる。単純計算ですが、一つの目安ではあるかなという気はしました。10 センチメートル×10 センチメートルぐらいですかね。ゼロがいいのですけれど、もちろん。

○鳥飼特別委員 50 ミリリットルというのは、我々としては、認証機関さんから合格しないといけない最低ラインなので、多分どこのメーカーさんもやられていると思うのですけれども、50 を満たすには、自社で何度も試験をやって、多分間違いなく 20 以下とか、10 ぐらいで問題ないなという、余裕率を持たれています。ゼロにならないというのは、上の蒸気のところに、ひょっこり沸騰したのが残っていて、ぺたっといったときに、数ミリリットルとか、そういうことがあるので、やはりゼロは難しいという話をさせてもらったのですけれど、実際は 50 と書いてあるから、50 を狙っているところはどこもないと思います。少なくとも弊社はかなり余裕を見えています。

○西田副会長 すみません。一つ、つけ加えるのを忘れたのですけれども、先ほどの消費者にどう伝えるかというところで、これは大事だなと思っていまして、そしてこれは実験しないと出てこないのですけれども、例えば、パッキンを変えると、エコというか、熱が漏れないので、非常に保温力が増して、よい面もありますよとか、電気代節約という意味で、そういうデータがあれば、少し訴求力はあるか、安全にもなるし、電気代が節約でき、エコにもなりますよというのがあるかなと思います。そういうデータがないとだめかなと思います。

あともうひとつ、パッキンの交換について、これは9章で言おうかと思ったのですけれども、具体的にどうすると交換できるのかというのは、どこかに書いてあるのかと。多分これはこの後のパンフかな、パンフのところの話かなと思うのですけれど、

○鈴木委員 すみません。本体に、パッキンは5年ぐらいで劣化しますとかと書いてあると、意外と本体ははがれないので、消費者にとってすごく有効かなと思っているのですけれど、今、ありますか。ちょっとわからないのですが。取説には書いてあると思うのですが、取説を保管している人は少ない。

○吉村消費生活部長 本体を確認してみます。

○西田副会長 あれはどこで載せるのですか。

○鳥飼特別委員 そうですね。ご購入店さんに行って、この商品だといえば、どのメーカーさんも持っておられます。本体にあるところ、取説にあるところ、あとは自分のところのホームページに取りかえ方動画で、手順がわかるようにとか、そういう配慮は、いろいろな会社さんのスタイルでやっております。

○鈴木委員 ただ、消費者のほうは、交換するという意識がまだないのかなと思うのですね。だから、その意識をどう高めていったらいいのかなというのが、課題かなと思っています。消耗品的な考え方なのですね。前もって、電気ポット購入時に1個パッキンが交換用についてくるようにしてもそれも劣化してしまうと思いますので、その辺を認識して、消費者に交換というものを認識してもらう何か手だてがあればいいなと思っています。

○越山会長 目安は何年だっけ。

○鳥飼特別委員 一応いろいろな書き方があるのですが、白くなってからとか、1年とかという書き方、毎日というか、沸かす状況とか、保温する状況にもよりますので、一番厳しい使い方をしたときに、1年かなと。それに準じた形で、使い方、例えば、朝つけて、夜消すようなお客さんとかもいらっしゃいますし、そういう人だと、また長くなったりとかありますので、ちょっと一概には言えないのですが、我々自体はさっきのリスクを見て、大体1年ちょっとと書いているところが多いと思われま。

○越山会長 何かそういう目安があると、消費者も判断しやすいでしょうね。

○猪俣生活安全課長 ちょっと確認させていただきまして、今日4台ご用意させていただいているのですが、容量の違う、マグネットプラグもついているものなのですが、本体に「白く変色したら交換」と書いてあるものもあります。取扱説明書は1年とか、期限を記載しているところもあります。いろいろ書けるものも限られているので、それぞれ多分優先度合いを踏まえて書いていらっしゃるのかなと思います。

○越山会長 その表示については、家表法や電安法で規定されているのではなく、自主的に各社さんで表示しているということでしょう。余り細かい時間をかけても、何かございますか。よろしいですか。

そうしたら、本日のメインの第9章のほうに入らせていただければと思っております。第9章については、事前に皆様のほうにお送りさせていただいて、ご覧いただいている方もおられると思うのですが、大きく第1の商品の安全対策、それから、第2の消費者への安全対策、そして、第3の事故情報というふうに大きく三つにわかれております。こ

ここでどれも非常に重要といいますか、本日のうちにご意見等いただければと思っております。できるだけ中身を固めていきたいと思っておりますので、大変恐縮ではございますけれど、1、2、3別々にご意見、ご質問等をいただければと思います。

まず最初に、127 ページの第1、消費の安全対策。1番目が、製造事業者様に対して、2番目は、流通事業者様も入っているところ、3番目は、啓発に関連する部分で、ここも流通事業者様が書いておられるというような感じで、127 ページ、128 ページ、このあたりで、まず、ご意見等ございましたら、いただければと思います。

○松田特別委員 ちょっとどこで発言していいか、わからなかったのですけれども、身近な人たちにいろいろ話を聞いて、乳幼児の親とかにも聞いていたのですけれども、ふたがちゃんと閉まっていなくて、失敗したことがあるという話が結構出てきて、それについての注意喚起みたいなのが、閉まっていますとメッセージが出るとか、音が出るとか、なったらいいのという話が出ました。ここに関係あるのかわからないのですけれども。それと同様に、さっきのパッキンの話も使い方によって、時期がはっきり言えないのであれば、この色になったら交換ですとか、交換マークが出るとか、買うときは、皆さん今の世の中QRコードなので、QRコードで本体についていれば、ぴっとやれば注文できるみたいな、そういう時代じゃないと言っていました。何とかを注文してと言ったら、届くじゃないですか。そういうところとの連携みたいなのが、近未来的にできたらいいなという意見をいただきましたので、お伝えします。

○越山会長 ありがとうございます。新品を買ったときに、かわりの交換用のパッキンがおまけでついているなんてことはないですか。

○松田特別委員 それは劣化しないのですか。使わないで置いておいたら。

○鳥飼特別委員 そうですね。どういうふうに保管していたりとか、なくしたとか、入っていないとか、いろいろ問題もあるので。QRコードは、多分メーカーさんによっては、自社の購入商品だと、登録するようになっているところもあると聞いていますし、私どももありますので、そういう方向に、今後変わっていくのかなというの思います。

すみません。ついでに思ったので、ちょっと報告というか、今回、工業会としましても、転倒流水の実験で、NGのものがあったということを重く受けとめまして、いろいろと考えさせていただきました。できないできないではなくて、できることは当然やらないといけません。今回、特に試験Ⅰという形でやっていただいた際の、複合的な要因ですね。沸騰直後で硬い板ということがあったのですけれども、やはりJISマークとか、Sマーク基準

を満たしているということだけで、満足することのないよう、改めて、今回、気づかせていただいたという点に関しまして、お礼を申し上げたいと思います。

それでいろいろやった結果、硬い面でNGになったということで、我々のほうも、人工大理石みたいな硬いやつは違うよねということにはわかっていたのですが、まさか木材でこんなに差が出るかということ、今回、改めて気づきました。余裕度については、各メーカーの考え方だと思うのですが、今回、NGになったメーカーさんもそうですが、我々としても、さらにこういう硬いものもあるよと。どういうものか、まだわからないところがあるので、そこは精査していかないといけないのですが、各メーカーの安全率を高めていくと。今回のメーカーさんからは、より強固に対策するという話を受けております。

また、保温安定時というところでは、各社のいろいろな蒸気の逃がし方だとか構造とかの問題があります。でもこれもSマークの基準で、保温安定で、1時間とかみていたというのがありますけれども、やはりさらなる安全ということを考えるに当たって、15分とか、改めて、自分たちで試験をしていって、より安全なことをやっていこうとメーカー等は思っています。

○越山会長 ありがとうございます。ほか、何かございますでしょうか。

○鎌田委員 今回の商品の安全対策のことなんですけれども、別に電気ジャーポットだけじゃなくて、ほかの商品もそうなんですけれども、確かにJEMAさんなんかは、安全部会をつくったりされて、いろいろ対策されて、前よりいい安全な商品をつくられているということは、私たちも十分承知しているのですが、JEMAさんに加入していない団体、よくアウトサイダーなんて呼ばれるところも、こういった家電製品には、多々見受けられると思うのですが、そういったアウトサイダー向けの安全対策をどういうふうにして実施していくのがいいのかというところが、私もまだ、回答は持っていません。家電業界の場合は、いろいろな安い商品、安いということは、消費者からすればすごくいいんですけども、Sマークは別にとってなくても売れるよねとかありますから、そういったアウトサイダーの事業者に対して、どういうふうにすればいいかというところが、この電気ポットでも感じた次第です。

○越山会長 まさにそうですね。毎回その議論はあって、本来、そういう働きかけをしなくてはいけない対象が、アウトサイダーの会社の場合もありますので、いかに伝えるかというのは重要だというのは、私も認識しております。

ほかに何かございますか。

○釘宮委員 すみません。先ほどQRコードで注文するとパッキンが届くとか、鎌田委員から、アウトサイダー向けの安全対策をどのように実施していくかというお話もありましたが、私の思うところとしては、ネットで買うことが非常に多くなっているのので、単に販売員の方への教育とか、店頭での表示ということだけではなくて、例えば、サイトの運営の事業者、ネット通販のモールを運営しているような事業者などに対して、このような情報をしっかりと伝えていくということも必要のように思います。

○越山会長 おっしゃるとおりですね。本件について、山田委員、自身の会社の経験からだけでも結構ですけど、何か、いい啓発の方法、またはご助言いただければ幸いなのですけれど。

○山田特別委員 上新電機の山田でございます。手前ども、量販店になります。先ほどからのお話の中で言いますと、まず、ポットのパッキンですね。ほぼ在庫は持っていないと思います。非常に多岐にわたりまして、商品型番ごとにパッキンの種類も違いますので、店頭にお越しいただいて、そのままご販売できる状況にはないかなと思います。その分です、これは弊社の話になってしまうんですけども、社内のシステムで「便利帳」という、インターネットを使ったシステムがあるのですが、社内で販売したときのデータを全部収集しまして、店内でお客様からお問い合わせをいただきましたら、型番を入力すると、その商品に関する付属品とか消耗品のリストが全て一覧で出て、それが製品として販売されているものなのか、メーカー様に部品として発注をしなければいけないものなのかというのが一応わかるようにしてございます。

最近、この二、三年なんですけれども、そのシステムを応用しまして、店頭にお客様が触れる大画面のタッチパネルを展開しております。それは何かといいますと、基本的にお客様が、例えば、ポット、パッキンというふうに情報を入れると、ネットの検索と同様に、手前どもで持っている情報であれば商品が出ると。そこに出ないものは、部品の扱いになりますので、お声かけくださいというような形で、ある程度お客様がご希望されたものを、できるだけ店頭でそのままご紹介、ご案内ができるように努めております。ですので、お客様からパッキンを発注いただくケースというのは、経験上もなかなかなくて、先ほどからご意見が出ているように、やはり気づきの部分が大事なんじゃないかなというふうに思います。先ほど松田委員がおっしゃっていましたが、例えば、ふたを閉めたらブザーが鳴るとかですね。同じように、例えばですけども、何年かたったら、製品にエラーランプ

じゃないですけども案内ランプが出て、そしたらもうパッキン交換しなきゃなあというような製品を開発していくとか、そういうのも大事なんじゃないかと思いますね。

ちょっと商品は違いますけども、ちょうど2009年ですかね。製品の安全対策が変わりまして、例えばガス給湯器でしたら、2009年以降に製造された商品ですと、ちょうど10年ですので、来年の3月ぐらいから、リモコンにエラーランプが点滅します、これどうなるかということ、点滅したら故障ではなくて、有償点検を受けなければいけないというように法制度も変わっていると思います。同じように、やはり安全に対しての気づきとか、促しというのを電化製品のほうからしっかりと紹介していく、ご案内していくというのは、必要なかなと。

店頭には、給湯器は10年たちますとエラーランプが出ますよという経済産業省様のポスターを弊社とか、店頭でも掲載をさせていただいております、こういうのが掲示されていると、お客様にはネガティブトークではなくて、ポジティブなトークとして紹介ができます。こういった商品ですと、10年たつとちゃんと案内が出ますので、安心して使っていただけの商品なんですよというようなご案内ができるようになっていきます。

そういうのがないと、これけがしますよとか、危ないですよという話になると、じゃあ買わないというふうになってしまうので、なかなか店頭ではマイナスなイメージの紹介というのはしづらいですから、店頭でメリットをご案内しながら何かマイナス面をフォローする機能とか、紹介がありますよとあわせて説明できればいいんじゃないかなと思います。ちょっと長くなりましたが、以上です。

○越山会長 ありがとうございます。今、経済産業省さんご指導で、ランプがつくようなポスターとか啓発をポットに関してやっていると考えるとよろしいのですか。

○山田特別委員 いえ、ポットではなく、今ですと、特定保守製品とあって、例えば、風呂釜とか。

○越山会長 長期使用製品。

○山田特別委員 そうですね。風呂釜とか、ガス給湯器とか、あとはビルトインの食洗機ですとか、そういったのに関しては10年で定期案内の表示がされるように、製造のほうで変わっていると思います。ちょうど2009年の施行ですのでまだどこにも発信はされていません。2019年にちょうど10年目になりますから、来年の春先ぐらいに2009年以降の製品をお求めいただいたお客様が、あれ、いきなりリモコンに888とランプが点滅しだしたとびっくりして量販店にお問い合わせいただいたり、メーカー様にお電話されて、これどう

なっているのとなったら、いや、これは点検制度といって、有償の点検を受けるようになっていきますよと、例えば、車で言うと車検のようなもので、安全の点検をさせていただくようになっておりますよというふうな促しをかけるように今なっていますので、同じようなことが、今後できるといいのかなと思いました。

○越山会長　そうですね。そう思います。

ここで大変恐縮ですが、私のほうから質問させていただきたいのですが、127 ページの下のほうにあるマグネットプラグについて、コードを引っ張ったときに、電気ポット自体、全体が動かず、プラグが抜けやすいように、プラグの受け口や電気ポットの平面の性状を工夫することというのがありますけれども、確かにひっかけて、一緒に転倒してしまうリスクを減らすために、ちょっとさわっただけでポロっと抜けてしまうというのは、一つの安全対策かなとは思いますが、あれは 100V、家庭用電源をつないでいますから、そんな簡単に外れてしまうと、かえって危ないような気もするので、その辺はトレードオフというか、いい部分も悪い部分もあるような気がするのですが、この記述でよろしいですか。

○鳥飼特別委員　すみません。第2回目で、ちょっと宿題をもらったという認識をしておりますが、弊社中心に検討させていただきました。簡単に、動かないようなものをつくって、抜けないものがないかと、サンプルみたいなものがないかなと、下側に滑り止めを貼ってみたんですけど、正直申しますと、二次被害のほうがかきついなということがわかりました。我々でやってみて、プラグは抜けたんです。プラグは抜けたんですけども、逆に転倒しやすいということがわかりました。リスクアセスメントとして、リスクの対策をしたときに、さらなるほかのリスクはないか検討します。それをやったときに、偶然だったのですが、今までのものでしたら滑るので、こうやったら動くんですね。ところが、当たると滑らないので、簡単に倒れちゃうということがわかりまして、従来よりも、3割、4割の確率で倒れやすくなるということがありました。マグネットプラグの対策をした結果、逆に転倒の確率をふやすというようなひどい結果になりまして、ちょっとこれは採用できないなという結論になりました。

実際、そこにも置いていただいているのですが、我々のほうで、実際に湯が入ったポットのプラグを抜けやすいか調べました。さっきの動画では真つすぐ引っ張られる。あれは少しでも前後左右に動かしますと、一応抜けるようになっています。これも J I S 基準で規格とか形状が決まっておりますので、その守るべき範囲で、いろいろな会社さんのほ

うで抜けやすく、さらに接続部は確実にという形で行っております。接続部を確実にというのは、多分、国民生活センターの方がよくご存じだと思うのですが、微接触とか、何か入って発熱したとか、発火したということはございますので、それは避けないといけないということで、いろいろ検討をさせたのですが、いい案がないというのが、2回目から私どもがいただいた宿題に対する回答になってしまいます。いい報告をしたかったのですが、申しわけないので、難しいという結論になりました。

○越山会長 現状はそういうことだということなので、ここの書きぶりは、場合によっては、ご相談させていただいたほうがいいかもわからないですね。

あと128ページの上から二つ目のところに、子供が誤って操作しないよう、ロック機能云々の工夫を施すこととしています。先ほどのチャイルドレジスタンス機能の部分は、具体的な数値、または機構を考慮しているわけではないのですが、このような記述で、新しい商品を開発していく過程で何らかの工夫がなされればよいというような期待をもって、こういう記述にさせてもらっていますけれども、よろしいですか。

○鳥飼特別委員 1歳児のところで、ちょっとあったのですが、我々のほうとしても、まだ不十分なところもあるので、できる限りそのように、すぐには操作できないということで、さらに改善できる範囲は、改善していこうという形で取り組んでいくつもりではございます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは時間の関係もありますので、また、この第1のところに戻っていただいても結構なんですけれども、とりあえず先の、第2の消費者等との安全意識の向上というコラムのほうに入らせていただければと思います。

このあたりの提言の原案について、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

ここは前回、いろいろと事務局の人ともご相談させていただいたので、台所に子供が入って来れないようにしろとか、余り現実的ではないようなことを消費者側に期待している。または、当然のことでしょうねという論理は余り成り立たないのかなとか思ったりしているので、若干表現等をご配慮、ご考慮いただいております。

それでも、特に消費者団体の皆様のほうから、ちょっとこれはこういうことを期待されても、そんなに簡単にはとか、何かございましたら、ご遠慮なくいただければと。よろしいですか。

130ページの真ん中あたりに、危害、ヒヤリ・ハットの経験についての二つ目の矢印で、

病院等にかかり、情報提供を求められた場合は、できる範囲で協力することの重要性を周知するという記述があるのですけれど、これはどういう意図だったか。病院によっては、国民生活センターさん、消費者庁さんのほうで提携している病院で情報収集するネットワークをつくっているの、そういうところで聞かれたら、ぜひ協力してねと、そういう意味なのか。それとも今、どんどん普通の病院でも、普通の小児科病院でも、そういう未然防止に関するような情報収集への協力を呼びかけているような流れになってきているのか。この記述だと、意図がわかりにくかったので、ちょっとお伺いした次第なんですけれども。

○松田統括課長代理 今回の協議会の中でも、消費者庁さん、国民生活センターさんのご協力を得まして、医療機関ネットワークの情報をいただいたり、あとは成育医療センター様の情報をいただいたりしていますので、ここで書いた意味は、そういった、今、事業として事故状況を収集されている病院などにり患された場合は、情報提供に協力をしてくださいという意味合いで記述しております。

○越山会長 病院のほうから要望されることがあるのでということ。

○松田統括課長代理 はい。

○越山会長 なるほどね。そういう窓口がどんどん整備されてくると、情報が収集されるようになってくると思うので、それはそれでいいと思います。

○松田特別委員 すみません。もっと前に聞けばよかったのですけれど、置き場所について、災害時を意識したときに、こういう位置が望ましいみたいなのは、もともとあるのでしょうか。下に置くと危ないから、上になると、災害のときに落ちたら危ないんですけど、その辺というのは、もともと案内みたいなものがあるものなのでしょうか。いつも親たちと悩んでいるのはそこなんですけれども。

○越山会長 ちょっとよくわからない。

○松田特別委員 地震が来ると落ちて危ないので、下に置きたがるというか、上にあるのは危ないので、どうしても下に置いてあるけど、でも、子供はいじるよねとなって、炊飯器とかの蒸気よりも、多分ポットが落ちることをいつもみんな悩んでいて、それこそさっきの子供が入れないところに置くみたいな話になってしまうのですけれど、災害時のことは、余りここでは想定されていないのでしょうか、これだけ地震があるので、無視できないのですけれど。

○越山会長 災害時ですか。

○松田特別委員 要は地震が来たときに落ちるので、何でもかんでも上にあると、落ちる

よという話をしています。

○越山会長 それは書きぶりもあるので、ご相談しておきたいと思います。

○猪俣生活安全課長 なかなかふだんの置き場所と、震災を想定してというのは、兼ね合いが難しいと思いますので、ちょっと書きぶりはまた、調整させていただければと思います。本来、どこに置くべきかの議論だとは思いますが、なかなかちょっと難しい問題かなとは思っています。

○松田特別委員 乳幼児家庭の防災は今すごい高まっているので。

○猪俣生活安全課長 ご意見として伺わせていただきます。

○越山会長 私も一緒にどう考慮すべきか考えたいと思います。

ほか、何かございますでしょうか。そうしたら、一気に進めて恐縮ですが、最後の132ページの第3の事故情報の収集の箇所まで入らせていただければと思います。

ここの見方ですけど、先ほどの130ページの真ん中に、病院等の情報提供だとか、消費者センターさんへの情報提供を進んでやってくださいという記述と。この132ページの第3のところでは、事業者団体さん等も、積極的に情報収集をしろといたり、あと、消費者庁さん等に迅速に報告しろとかありますけれど、この辺はちょっと具体的にした方がよいのではないのでしょうか。わからないわけではないですが、この第1回目の会議のときに、実際にポットで転倒してやけどとか、そういうケースというのは、実は余り我々のほうに入って来なかったというお話が最初にあったかと思うのですが、この協議会では、毎年、抱っこひもだとか、歯ブラシもそうですけれど、事故情報がなかなかないから、安全対策について、特に考えていなかったんですよというようなお話、よく伺います。その中で抱っこひもなんかは、それ以降、業界団体のほうで、積極的にヒヤリ・ハット情報等を賞金をつけて収集するとか、そういうような仕組みをつくっていったので、この第3の業界団体さんのほうでの事故収集に関して、この記述で十分なのか、この記述で果たして可能なのか、そのあたりはいかがでしょうかね。

ここで言っているのは、経済産業省さんでやっている、重大製品事故の報告があったら報告しろということなのかも知れないですが、少なくともあちらのほうには、ポットでやけどしたという事例はほとんどないですね。私も判定会のほうに入っているんで、見ているんですけども、ほとんどないですね。事業者団体のほうは、重大製品事故、要するにやけどで、3週間以上のやけどがあった場合は、必ず報告しろと義務づけられていますから、そういう連絡がきたら、必ずするはずだと私は思っています。そういうような

連絡もきていないのが実情なのであれば、ではどういうタイプの製品で、どういう湯こぼれのトラブルがあったかというのを、積極的に集めてくださいというのが、我々が期待してるところです。それが可能なんでしょうかねとか、どの辺まで実施していただけるのか、または、どういう機関と協力していくとできるのか、その辺のところは、1回目のときに、釘宮委員からもご指摘があった。より有効な情報収集のあり方、注意喚起のあり方みたいなことも踏み込んで考えればそこにたどり着くのかなという気がするんですけど、このあたり、何かコメントとかございましたらお願いしたいんですけど。

○猪俣生活安全課長 第3のところの趣旨ですけれども、今、会長からお話がありましたように、協議会で選びましたテーマにつきましては、協議会としての報告書という形でまとめていただいた以後、その動きについても第4回のときに、幾つかピックアップしましてご報告しております。今回のテーマにつきましても、後、何か動きがあったりとか、実際、日本電機工業会さんのほうでも、法制化とか、そういうところの部分で、前回取り組みとしておっしゃっていましたが、そういうのがあった場合、また報告することになるかと思えます、我々も後追いの調査をこの協議会に向けてさせていただいたりする中で、得た情報をフィードバックするとか、有効活用していくことも、含めてここに書いたという趣旨が一つあります。

あとは前回、山中先生から、情報を見られるようにしてほしいという話もあったので、そこら辺も反映していく。そういうところも含めて書いたのですが、なかなか個人情報との関係で、オープンデータにしていくというのがなかなか難しいです。前回も話しました、東京消防庁さんも、そういう取り組みですね。出せる情報の限界はあると思うのですが、そういうのも、今後取り組まれていくということもありましたので、そういったところを含めて記載させていただいています。

あと事業者団体さんからは、事故情報が余りは入らないという話があったのですが、カスタマーセンターで、どういうクレームなのか、ご意見なのかまではわからないのですが、かなりたくさんのお話を聞いているというのは聞いております。そういった情報の中で、直接的な事故の情報が、例えば、やけどして入院したという事故情報はなかなかないようなのですが、いろいろ情報をとりながら、日々、危害、危険に対するコンプライアンスなども努めていらっしゃるという話を伺っていましたので、そういったものが、どう有効活用できるのかなど、今後、詰めながら、どこまでできるのかというのは検討していきたいと思っています。この段階では、そういう状況かなということで書かせ

ていただいています。

○越山会長 今、三つほどご回答いただきましたけれども、中段のご回答と、最後のご回答は別として、最初の回答で、この協議会もそうなのですけれども、国の審議会も調査研究も、やっている当時は一生懸命やっているんですけど、答申を出した後は、もう疲れ切ってしまうって、また次のテーマに入ってしまうという傾向が、行政機関の審議会というのはあるのですね。それではやはりいけないので、フォローアップして行って、一度答申を出したら、その以降の動きというのは、ちゃんとサーチしていきましょうねということ、この協議会でも5年くらい前からそういう意識で、報告以降のご対応について継続的に伺いするとさせていただいています。これは消費者庁さんの事故調のほうも、そういうフォローアップをどんどんやっているような形になってきていますので、ここだけの話だと思わないで、継続的にお考えください。

ほかに意見、ございますでしょうか。

特に1番目の第1と第2のところ、いろいろな新製品のお話を積極的に、安全に配慮された製品を使っていたきたいということ、これを推し進めるという記述があるのですけれども、この辺は基準第3のほうで毎年、電子ジャーだとかポットだとかいろいろな安全対策した製品を積極的に推奨していく。表彰したり、推奨したりして行っておられると思いますので、そういう活動もぜひ周知して、知ってもらって、さらにそういう商品のニーズが増えていくといいかなとか思ったりしておりますけれども。

○杉山特別委員 メーカーさんの安全対策を施した応募作品は、審査というフィルターを通して、すぐれたものを表彰させていただいています。一つお願いになってしまうのかもしれないのですが、今回についても、蒸気レスですとか、蒸気セーブとか、そういう先進機能を持っていらっしゃる製品で、キッズデザイン賞も受賞されているものもあるのですが、なかなかやはり販売と結びつかなくなったりすると、メーカーさんとしてはどうしても苦しくなって、次のリニューアルのときに、その機能をなくして、次の世代に変わるという事例があります。それは背に腹はかえられないような部分もあると思います。せっかく苦労してやってくださっているのに、それが市場のニーズとうまくマッチしてないみたいな。そういうことにならないように、好循環を生むように、メーカーさんが頑張っているのを、ちゃんと皆さんに知ってもらって、更に安全性を高めるという、プラスのサイクルになるように、この協議会もそういう目的だと思いますので、ぜひそうやっていただくといいなというふうに思います。

○越山会長 ぜひいろいろ助けてください。

それでは、時間もいっぱいのところまできておるのですけれど、これでこの一番メインの第9章の部分が、ほぼ意見が出尽くしたとしたとすると、あとはですね、引き続き書面でのご意見をお伺いする等して、第4回目は、詳細の部分を再度検討してということは基本的には余りやらずに、ほぼ固まったところで、部長に答申を出すというようなところへ持っていきたいと思っております。というところもございますので、ここでもう一度、報告書全体についてでも結構ですし、最後の9章についてでも結構ですけど、ちょっとここだけは言っておきたいとか、ここだけはぜひご配慮して、おまとめいただきたいとか、何かございましたら、お願いできますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この提言の素案、部分的にちょっと一部、表現等の修正等ご指摘があった点がございますけれども、それも踏まえて、取りまとめしていきたいと思っております。

それでは、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。この提言の議題に関しましては、本日いただいた意見等を参考にさせていただいて、最終的な取りまとめに入りたいと思っております。

それでは報告書案作成までの今後の手順について、その流れについて、ご説明いたします。

○松田統括課長代理 それでは、今後の第4回協議会までの流れをご説明いたします。

資料2、今後のスケジュールをごらんください。本日いただいたご意見を反映し、事務局で協議会報告書素案を修正し、委員及び特別委員の皆様にお送りいたします。

委員及び特別委員の皆様には、お忙しいところ恐縮ですが、お送りした報告書草案をご確認いただき、ご意見などのご連絡をお願いいたします。

事務局よりご意見を反映した報告書草案の修正版を委員の皆様にお送りし、ご確認していただきます。これらの作業を本日から来年の1月にかけて進めさせていただきます。具体的なスケジュールにつきましては改めてご連絡いたします。

第4回協議会は、来年の2月14日、午前中を予定しております。ここで協議会報告書を手交して、当日、協議会報告書を公表、プレス発表いたします。

都は、協議会の提言に基づき、消費者への注意喚起、関係する業界団体等や国などへの要望と情報提供を行ってまいります。また、1カ月を目途に、消費者への注意喚起の一つとして、事故防止啓発リーフレットの作成を予定しております。今年度も昨年度作成したリーフレットと同様に、形はA4判三つ折りのものをつくる予定としております。こちら

につきましても、委員及び特別委員の皆様のご意見をいただいて作成したいと思っておりますのでお忙しいところまことに恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

事務局で原案を作成し、お送りしますので、ご意見いただければと思います。リーフレットの作成につきましても、具体的なスケジュールを改めて事務局よりご連絡させていただきます。よろしくをお願いいたします。

以上が今後のスケジュールとなります。

○越山会長 ありがとうございます。今の件でご質問とかはないですね。

それでは、次回の第4回協議会は、来年2月14日の木曜日の午前中の予定ということですので。次回は報告書案について、皆様のご承認をいただき、東京都に協議会報告書を提出いたします。次の協議会までに、事務局が素案を修正し、報告書案をまとめ、委員の皆様方にご確認いただくことがございますので、その際は、ぜひご協力をお願いいたします。

それでは、本日の協議会の議事は、全て終了とさせていただきます。

本日はどうもご協力ありがとうございました。

午後3時27分閉会